

# 第2部 計画の基本的な考え方

## 第1章 計画策定の視点

### 1. 第5次障害者基本計画の概要

[計画期間]

R5年度～R9年度（5年間）

[基本理念]

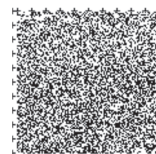
共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向性を定める。

[特徴]

- 法改正や社会情勢等を反映
- 障害者施策の基本的な方向として、第4次と同じ11分野の各論で構成

各論（11分野）

- (1) 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
- (2) 安全・安心な生活環境の整備
- (3) 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
- (4) 防災、防犯等の推進
- (5) 行政等における配慮の充実
- (6) 保健・医療の推進
- (7) 自立した生活の支援・意思決定支援の推進
- (8) 教育の振興
- (9) 雇用・就業、経済的自立の支援
- (10) 文化芸術活動・スポーツ等の振興
- (11) 国際社会での協力・連携の推進



## 2. 障害を理由とする差別をなくす条例

障害を理由とする差別をなくす条例は、令和元年 11 月に市民団体から久留米市議会へ請願「久留米市に障害者差別禁止の条例を制定することについて」が提出され、令和 2 年 9 月議会において請願の採択がされたことに伴い、条例制定に向けた検討が進められました。

久留米市障害者差別解消支援地域協議会や当事者との意見交換を含む条例検討 WG 会議の協議を経て、令和 5 年 12 月に久留米市障害を理由とする差別をなくす条例が制定され、令和 6 年 4 月に施行されます。

第 4 期久留米市障害者計画では、障害を理由とする差別をなくす条例制定の趣旨を踏まえ、条例と連動し、障害を理由とする差別をなくす取り組みを進めていきます。

### 〔請願の内容〕

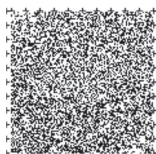
- ① 久留米市に障害者差別禁止条例を制定すること
- ② 条例を制定する過程において、多様な障害当事者の意見を反映すること

### 〔主な経過〕

時期	内容
H28.4	障害者差別解消法の施行を受け、基本方針・職員対応要領を策定
H31.2	久留米市障害者差別解消支援地域協議会の設置
R1.11	久留米市差別禁止条例の制定に関する請願の提出
R2.9	市議会において請願の採択
R3.6～	条例制定に向けた検討の開始 (当事者団体、事業者、行政他 計 22 回の協議)
R5.11	条例案の策定
R5.12	条例の公布
R6.4	条例の施行

### 〔取組施策〕

- ① 施策の推進 条例第 17 条
  - 基本となる考え方や内容を示し、基本方針を策定
- ② 啓発及び理解促進 条例第 18 条
  - 市民や事業者への啓発活動及び市職員等への研修
- ③ 情報の発信及び取得環境 条例第 19 条
  - 全ての障害者が取得できる情報の発信
- ④ 教育及び保育の促進 条例第 20 条
  - 障害のある者となない者が共に学ぶ施策の推進
- ⑤ 意思疎通支援 条例第 21 条
  - 手話、点字、音声、読み仮名の表示等
- ⑥ 相談体制の充実 条例第 22 条
  - 差別の解消に向けた相談体制の充実
- ⑦ 事前的改善措置 条例第 23 条
  - 社会的障壁の除去及び合理的配慮を実施するための事前的環境整備
- ⑧ 災害への備え 条例第 24 条
  - 防災情報の発信、防災講座の開催等の促進による災害への備え



## 第2章 計画の進行管理

### 1. 基本的な考え方

6年間の計画期間中に確実に計画を推進するため、本計画で定めた具体的施策について、年度ごとの実施計画を定め、取組を進めていきます。

なお、本計画に掲げる施策の推進にあたっては、国の制度改正や社会状況の変化などに注視しながら、適宜見直しの検討を行うとともに、必要な財源確保については、市の財政状況やその他関連計画などとの関係性に配慮した上で、必要な予算措置を講ずるよう努めていきます。

### 2. 数値目標

各具体的施策の達成状況を客観的に評価するため、可能な限り数値目標を設定しました。

ただし、事業の進捗状況や国の制度改正、社会状況の変化などに注視しながら、必要に応じ適宜見直しの検討を行い、適正な事業運営に努めます。

なお、第2部第6章に定めた成果指標の達成状況にも注視し、必要に応じて取組の強化等を図ります。

### 3. 推進体制

総合的な障害者施策の展開にあたっては、庁内関係部局の協力が不可欠です。障害者福祉課が事務局となり、必要に応じて関係部局が連携できる協力体制の構築に努めます。

また、本計画における具体的施策の年度ごとの進捗管理は、前年度の施策の進捗について所管部局による自己評価を行うとともに、その結果を「久留米市障害者地域生活支援協議会」へ報告し、進捗状況についての評価・意見をもらいます。この評価・意見については、所管部局へ送付し、次年度以降への施策展開へ反映できるよう努めます。

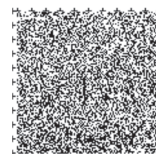
なお、本計画の期間満了に伴う次期計画の策定にあたっては、本計画の進捗状況や課題を反映させることとします。

### 4. 計画推進に共通する基本的な視点

市民や地域の多様な主体が、それぞれの特徴を活かした活動を展開できるような協働の取り組みを推進するとともに、市民の主体的なまちづくりに向けた支援に取り組みます。また、障害者に係る多様化・複雑化する課題を解決するため、多様な主体の役割分担や情報の共有化、連携強化を図り、重層的な支援に取り組みます。

### 5. 重点施策の設定

重点的に取り組むべき施策について、第3期障害者計画で取り組んだ施策の進捗や課題、障害者（児）生活実態調査報告書から見られた課題を踏まえて、「防災対策の推進」「療育・保育・教育の切れ目のない支援」「インフォーマルな活動の促進と重層的支援の推進」を設定し、国の計画や法改正から「情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実」を、本市における障害を理由とする差別をなくす条例の制定の動きから「差別解消の推進と差別相談体制の充実」を、関係機関との意見交換等から「福祉人材の確保・育成」「一般就労の促進」を重点施策として設定しています。



## 第3章 計画の基本理念

障害者基本法は、「すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を目指しています。本市では、第3期計画において、「誰もが自分らしく生きがいを持ち支え合いながら安心して暮らし続けられるまちの実現」を基本理念として、各種施策を推進してきました。

今後も、「障害者も地域の主体として、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに支え合いながら創っていく」という地域共生社会の考え方のもと、障害の有無に関わらず、誰もが支え合いながら安心して暮らし続けることができるまちを目指すこととし、基本理念を次のとおりとします。

### 【 基本理念 】

誰もが 個人の尊厳が守られ  
支え合いながら 安心して暮らし続けられる まちの実現

誰もが

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指す。

個人の尊厳  
が守られ

地域での暮らしの中で、生きがいを持ち、高め合いながら、自己決定・自己実現できる社会の実現を目指す。

支え合い  
ながら

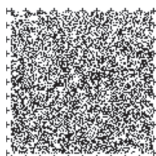
障害の有無に関わらず、誰もが互いを尊重し合い、支え合いながら地域づくりを担うまちづくりに取り組む。

安心して  
暮らし  
続けられる

様々な生活上の不安や課題を感じている障害者が、地域で安心して暮らし続けられる社会の実現を目指す。

まちの実現  
に向けて

「誰もが個人の尊厳が守られ支え合いながら安心して暮らし続けられるまち」は、今後において普遍的な目標として、長期的・継続的な視点で、その実現に向けて取り組むべき理念である。



## 第4章 計画の基本目標と施策区分

基本理念の実現のため、次の5つの基本目標のもと各分野の施策に取り組みます。

### 1. 社会的障壁をなくし認め合って生きるために

障害を理由とする差別の解消やお互いを理解し、認め合っるとともに生きるという意識、共に暮らすための環境づくりに向けて取り組みます。

#### 差別解消分野

差別解消の推進と差別相談体制の充実	【重点施策】
情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実	【重点施策】

#### 生活環境分野

障害者に配慮したまちづくり

### 2. 権利を守り安全と安心のために

障害者に対する虐待を防止するとともに、障害者への権利侵害の防止や被害からの救済を図るため、障害者の権利擁護に取り組みます。災害発生時における障害特性に配慮した適切な情報発信や消費者トラブルの防止など安全に安心して生活できるよう取り組みます。

#### 権利擁護分野

権利擁護の推進

#### 防災・防犯分野

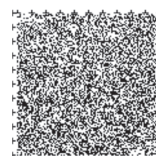
防災対策の推進	【重点施策】
防犯・安全対策の推進	

### 3. 支援が必要な子どもの発達支援と保育・教育の充実のために

障害のある子どもが可能な限り、障害のない子どもとともに保育又は教育を受けられるよう、必要な子どもの発達支援と保育・教育の充実に取り組みます。

#### 療育・保育・教育分野

障害の早期発見・療育の充実	
療育・保育・教育の切れ目のない支援	【重点施策】
幼児教育・保育の充実	
学校教育の充実	



## 4. 自立して暮らし続けるために

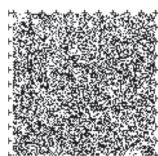
障害者が自立して地域で生活ができるよう、一般就労の促進、福祉的就労の充実などの雇用・就労や、福祉人材の確保や育成、住まいの確保と居住支援の充実や在宅福祉サービスなどの充実といった生活支援、精神保健事業など保健サービスの充実や医療サービスの充実に取り組みます。

雇用・就労分野	
一般就労の促進	【重点施策】
福祉的就労の充実	
就労支援の充実	
生活支援分野	
福祉人材の確保・育成	【重点施策】
住まいの確保と居住支援の充実	
在宅福祉サービスなどの充実	
外出支援の充実	
経済的支援の充実	
相談支援体制の充実	
保健・医療分野	
精神保健事業など保健サービスの充実	
医療サービスの充実	

## 5. 生きがいを持って支え合いにより自分らしく生きるために

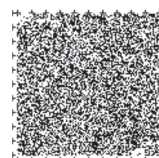
障害者が生きがいを持って地域社会に参加できるよう、日中活動の促進、スポーツ・文化芸術活動への参加促進やインフォーマルな活動の促進と重層的支援の推進に取り組みます。

日中活動分野	
日中活動の促進	
社会活動分野	
スポーツ・文化芸術活動への参加促進	
社会教育の充実	
地域活動や国内外交流の促進	
インフォーマルな活動の促進と重層的支援の推進	【重点施策】



# 施策の体系

基本理念	基本目標	分野	施策区分	施策の方向
誰もが個人の尊厳が守られ 支え合いながら安心して暮らし続けられる まちなの実現に向けて	社会的障壁をなくし認め合って生きるために	1 差別解消	(1) 差別解消の推進と差別相談体制の充実【重点施策】	① 障害を理由とする差別の解消への取組 ② 差別相談体制の充実 ③ 障害者理解・配慮のための啓発・広報活動の推進 ④ 福祉教育の充実
			(2) 情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実【重点施策】	① 情報アクセシビリティの推進 ② 行政情報のアクセシビリティの推進 ③ 意思疎通支援の充実
		2 生活環境	(3) 障害者に配慮したまちづくり	① 施設などのバリアフリーの推進 ② 移動・交通に関わるバリアフリーの推進 ③ 住まいのバリアフリーの推進
	権利を守り安全と安心のために	3 権利擁護	(1) 権利擁護の推進	① 権利擁護の推進 ② 虐待防止の推進 ③ 意思決定支援の推進 ④ 権利学習の促進
		4 防災・防犯	(2) 防災対策の推進【重点施策】	① 防災関連情報の提供・啓発 ② 防災対策の推進
			(3) 防犯・安全対策の推進	① 防犯・安全対策の推進
	支援が必要な子どもの発達支援と保育・教育の充実のために	5 療育・保育・教育	(1) 障害の早期発見・療育の充実	① 母子保健事業の充実 ② 障害児支援の提供体制の整備等
			(2) 療育・保育・教育の切れ目のない支援【重点施策】	① 乳幼児期から学校卒業までの一貫した支援
			(3) 幼児教育・保育の充実	① 障害のある子どもの幼児教育・保育体制の充実
			(4) 学校教育の充実	① 障害のある者とない者が共に学ぶ環境の整備充実 ② 特別支援教育の推進及び関係者の専門性の向上
	自立して暮らし続けるために	6 雇用・就労	(1) 一般就労の促進【重点施策】	① 一般就労への移行等
			(2) 福祉的就労の充実	① 福祉的就労の場の確保 ② 就労に関する相談体制の充実 ③ 障害者優先調達推進に係る取組 ④ 関係機関・企業などとの連携
			(3) 就労支援の充実	① 福祉人材の確保・育成
		7 生活支援	(4) 福祉人材の確保・育成【重点施策】	① 福祉人材の確保・育成
			(5) 住まいの確保と居住支援の充実	① 住まいの確保 ② 居住支援の充実 ③ 福祉施設入所者の地域生活への移行 ④ 地域生活支援の充実
			(6) 在宅福祉サービスなどの充実	① 日常生活の支援や介助サービスの充実 ② レスバイトケアなどの充実 ③ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築
			(7) 外出支援の充実	① 外出支援サービスの充実
			(8) 経済的支援の充実	① 経済的支援の推進
		8 保健・医療	(9) 相談支援体制の充実	① 相談支援体制の充実・強化 ② 多様な相談窓口の充実
			(10) 精神保健事業など保健サービスの充実	① 保健事業の充実 ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
(11) 医療サービスの充実			① 適切な医療サービスの提供	
生きがいを持って支え合いにより自分らしく生きるために	9 日中活動	(1) 日中活動の促進	① 日中活動系サービスの整備 ② 地域活動支援センターなどの充実	
	10 社会活動	(2) スポーツ・文化芸術活動への参加促進	① スポーツ活動の促進 ② 文化芸術活動の促進	
		(3) 社会教育の充実	① 生涯学習の推進 ② 社会教育施設などのバリアフリー化	
		(4) 地域活動や国内外交流の促進	① 地域活動などへの参加促進 ② 国内外での交流の促進	
		(5) インフォーマルな活動の促進と重層的支援の推進【重点施策】	① インフォーマルな活動の促進と重層的支援の推進	



## 第5章 障害者福祉施策における成果指標

第4期障害者計画では、計画期間に目指す地域社会の姿をわかりやすく示す指標を設定し、地域共生社会の実現に向けた進捗状況を明らかにします。

成果指標は、計画全体の実現状況を表す「総合成果指標」と、各基本目標の成果指標で構成します。

### 1. 総合成果指標

総合成果指標は、久留米市の都市づくりの基盤である「久留米市新総合計画第4次基本計画」の都市づくりの目標に準じ、障害者の暮らしに関する満足度を表す「住みやすさ」「愛着度」を設定することとします。

指標名	現状	目標
住みやすさ (住みやすいと思う障害者の割合)	93.1%	95%
愛着度 (久留米市に愛着がある障害者の割合)	88.0%	95%

### 2. 基本目標の成果指標

基本目標の成果指標は、久留米市障害者（児）生活実態調査報告書の調査結果から次のとおり設定します。

#### (1) 社会的障壁をなくし認め合って生きるために

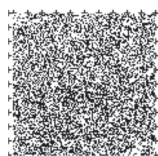
指標名	現状	目標
障害者への差別的な取扱い (差別的な取扱いが減ったと思う障害者の割合)	7.1%	10%

#### (2) 権利を守り安全と安心のために

指標名	現状	目標
災害時の備え (避難所の場所を知っており、避難経路も決めている障害者の割合)	25.9%	40%

#### (3) 支援が必要な子どもの発達支援と保育・教育の充実のために

指標名	現状	目標
一貫した支援体制の充実度 (相談・療育・訓練を乳児期から学校卒業まで一貫して行うところがないと思う発達障害者の親の割合)	41.3%	20%





#### (4) 自立して暮らし続けるために

指標名	現状	目標
一般就労している障害者の割合 (働いている障害者(非正規社員・自営含む)の割合)	29.9%	40%
障害者福祉施策の充実度 (障害福祉サービス、相談支援などに満足している障害者の割合)	29.5%	40%

#### (5) 生きがいを持って支え合いにより自分らしく生きるために

指標名	現状	目標
地域活動への参加状況 (地域活動に参加している障害者の割合)	18.8%	30%

